

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策法・女性活躍推進法）

NRIデータiテック株式会社

2023年10月1日

男女ともに長く勤務し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年10月1日～2025年9月30日（2年間）

2. 課題

2021年4月～2023年9月策定の一般事業主行動計画に基づいた取り組みの中で、以下の課題が確認された。

- ・育児休業取得率は高水準であるものの、社内広報が十分に実施できていない。
- ・若手社員が長期的なキャリアプランをイメージしづらい
- ・社員が出生・育児というライフステージを経て働き続けることに対して、ライフワークプランのイメージが湧きづらい

3. 目標

<次世代育成支援対策法>

- ①男性の育児休業の取得率30%以上を目指す。
- ②社内ポータルで、各ライフイベントで活用できる制度についてわかりやすく紹介する
- ③育児休業取得者の経験談を広く共有するため、社内報への掲載や制度説明相談会を実施する

<女性活躍推進法>

下記取組内容に挙げた支援を計画期間内で1回以上実施する。

4. 取組内容、実施時期

【取組内容】

<次世代育成支援対策法>

- ①・出生届申請受理時に取得促進の案内をする。
 - ・社内ポータルに育児休業取得およびパートナー出産休暇の活用事例（どのような用途で活用したか）を掲載し、参考にしてもらう。
- ②・2023年10月～社内ポータル内容の検討、課題の洗い出し
 - ・2023年12月～掲載内容の修正
- ③・2024年4月～社内報への掲載
 - ・随時、制度説明相談会の実施

<女性活躍推進法>

- ・若手社員向けキャリア研修の実施
- ・育児休業や育児短時間勤務経験者の座談会を実施

【実施時期】

2023年10月1日～2025年9月30日

尚、本件に関わる情報公開は、
厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」をご参照ください。
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=54016>